

新 城 市 議 会

厚 生 文 教 委 員 会

平成27年6月23日（火曜日）

厚生文教委員会

日時 平成27年6月23日（火曜日）午後1時30分 開会
場所 委員会室

本日の委員会に付した事件

1 市民福祉部、健康医療部、教育委員会

第106号議案	「質疑・討論・採決」
第107号議案	「質疑・討論・採決」
第108号議案	「質疑・討論・採決」
第120号議案	「質疑・討論・採決」
第121号議案	「質疑・討論・採決」
第125号議案	「質疑・討論・採決」

出席委員（6名）

委員長 中西宏彰 副委員長 菊地勝昭
委員 浅尾洋平 小野田直美 鈴木達雄 鈴木眞澄
議長 夏目勝吾

欠席委員 なし

説明のため出席した者

市民福祉部、健康医療部、教育委員会の副課長職以上の職員

事務局出席者

議会事務局長 中島 勝 議会調査課長 伊田成行 書記 松井哲也

開 会 午後 1 時30分

○中西宏彰委員長 それでは、ただいまから厚生文教委員会を開会します。

本日は、22日の本会議において、本委員会に付託されました第106号議案から第108号議案まで、第120号議案、第121号議案及び第125議案の6議案について審査します。

審査は説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

初めに、第106号議案 新城市老人ホーム入所判定委員会条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

浅尾委員。

○浅尾洋平委員 それでは、質疑のほうさせてもらいます。

こちらの条例の中にですね、委員の構成の変更と書いてあるんですが、これは国の法改正があったのか、それとも市独自の権限によるものなのか、いま一度、もう一度理由って言うか、変更理由を聞かせていただきたいなと思います。

○中西宏彰委員長 田中福祉課長。

○田中秀典福祉課長 委員の構成の変更でございますが、組織機構改革に伴いまして、これまで長寿課長であったものが所管のほう福祉課のほうに移っておりますので、その部分の改正でございます。

○中西宏彰委員長 浅尾委員。

○浅尾洋平委員 それでは、国の法改正と言うよりも内部の、市の中の改正だよということの答弁だったと思います。

その中で、委員の構成の変更という形で今、福祉課長が入るとのことなんですが、福祉課長が入るだけということなのか、それとも市の全体のこう大きな全面的な組織改編によるものなのか、もう一度、いま一度教えてくださいなと思います。

○中西宏彰委員長 田中福祉課長。

○田中秀典福祉課長 長寿課長から福祉課長に変わったという、それだけのことでございます。あとの委員の構成は変わっておりません。

○中西宏彰委員長 ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○中西宏彰委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

○中西宏彰委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第106号議案を採決します。

本議案は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○中西宏彰委員長 異議なしと認めます。

よって、第106号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第107号議案 新城市介護保険条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

鈴木眞澄委員。

○鈴木眞澄委員 説明資料の中に、ちょっと確認なんですけども、予算の算定時には1,466人で、全体では1万5,546人。これはどういうふうに捉えればいいのか。

○中西宏彰委員長 居澤介護保険課長。

○居澤正典介護保険課長 説明のほうにございます当初予算算定では、1,466名という、この人数でございますが、今回、条例の一部改正をお願いして保険料のほうを減額する対象者の第1段階と呼んでおりますが、こちらの第1段階の保険料に該当する市民の方、65歳以上になるわけでございますが、1,466名です。全体の1万5,546名というのは、新城市全体の介護保険料で、65歳以上の方の

介護保険料を納めていただいている方の総数になります。介護保険料を納めていただく方の約9.4%の方が今回軽減の対象となるというものでございます。

○中西宏彰委員長 鈴木眞澄委員。

○鈴木眞澄委員 ありがとうございます。

もう1点、この第1段階ということで、次の段階もあるという理解でいいですかね。

○中西宏彰委員長 居澤介護保険課長。

○居澤正典介護保険課長 今回この軽減措置というのは、国の消費税10%に増税した部分を充てるということで、今回、平成27年4月が第1段階ということで、第1号段階の方の軽減がありまして、今後、平成29年4月、2年後になります。この段階で第2号段階、第3号段階の低所得者と呼ばれている階層になるわけですが、こちらのほうが第2段の軽減措置ということで2年後にこちらのほう、消費税が10%になるのに合わせまして、第2段の軽減の措置が今後予定されております。今回については第1段の軽減の措置ということになっております。

以上です。

○中西宏彰委員長 ほかに質疑はありませんか。

鈴木眞澄委員。

○鈴木眞澄委員 この条例が通った場合なんですけども、これはこの対象者には特別に何か通知をされるということですかね。

○中西宏彰委員長 居澤介護保険課長。

○居澤正典介護保険課長 今回議決いただきましたら、8月に介護保険料の本算定と呼んでおるわけですが、平成26年度の所得が確定いたしますので、それに伴いまして平成27年度の介護保険料が確定いたします。その通知のところに該当者の方の所得の額を載せまして、あなたは何段階になりますよということをお示しさせていただいて、年間の介護保険料を御通知させていただきます。8月以降になります。その裏面にですね、今回の第1段

階から第11段階までの所得階層、段階を設定しておりますので、その段階で第1段階は標準額に掛ける何%ということをお知らせしてわかるようにしたいと考えております。

以上です。

○中西宏彰委員長 ほかに質疑はありませんか。

浅尾委員。

○浅尾洋平委員 質疑のほうさせていただきます。

今、第1段階の区分に当たる低所得者層の軽減措置だよというお答えをお聞きしまして、これは消費税が上がったのそういう軽減措置が今後、第2、第3と行っていくという予定も今、話していただきまして、こういう国の法改正に伴う措置だということが入ってきてということなんですけど、そこでちょっと脱線するかもしれないんですが、これはやっぱり市の公費の投入による軽減措置でもなってくるということになりますので、自治体独自のこういった上乗せ施策という形での軽減措置を行っているほかの自治体などがあるのかどうかとか、またそういったことは可能かどうかという、可能性をちょっとお聞かせいただきたいんですけど。

○中西宏彰委員長 居澤介護保険課長。

○居澤正典介護保険課長 ただいまの件につきまして、厚生労働省のほうの通知でそのような市ですね、単独の補助と言いますか、軽減措置はよろしくないという内容の通知が出ておりますので、今ちょっと御質問ありました全国で上乗せをやっているかどうかというのは、ちょっとこの場ではごめんなさい、調べてみないとわかりませんが、通知の中ではよろしくないという通達と言うか、通知が出ております。

○中西宏彰委員長 ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○中西宏彰委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○中西宏彰委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第107号議案を採決します。

本議案は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中西宏彰委員長 異議なしと認めます。

よって、第107号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第108号議案 新城市公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○中西宏彰委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○中西宏彰委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第108号議案を採決します。

本議案は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中西宏彰委員長 異議なしと認めます。

よって、第108号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第120号議案 工事請負契約の締結を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

鈴木眞澄委員。

○鈴木眞澄委員 一般競争入札ということで、ほかの業者は何社ありましたか。

○中西宏彰委員長 櫻本教育総務課長。

○櫻本泰朗教育総務課長 ほかの業者と申しますと、入札に応じていただいた方がですね、もう1社ありまして、2社でやっております。

○中西宏彰委員長 ほかに質疑はありませんか。

鈴木達雄委員。

○鈴木達雄委員 数字的なことになってしまいかもしれませんが、改修工事と増築工事の外構工事の割合って言うんですか、全体金額はわかるんですけど、増築面積に対して金額が大きいなということを思いましたので、特に改修の部分がどうかと、伺いたいと思うんですけど。

○中西宏彰委員長 櫻本教育総務課長。

○櫻本泰朗教育総務課長 済みません、今、詳細の資料が手元にはないんですけども、今回工事のほうで計画しております増築の部分が、2つの普通教室と、それから図書室、それから児童用のトイレという大きな面積の部分を増築する予定になっておりまして、これが2階建てで施工する予定です。ここの部分の工事費が大きなウエートを占めておるようになっております。

○中西宏彰委員長 鈴木達雄委員。

○鈴木達雄委員 いただいた資料がですね、面積、増築部分というものがありまして、それで平米数等わかるわけですけど、改修の部分っていうのがよくわからなかったものですから、そちらをどういう内容かというあたりを説明していただけるとありがたいんですけど。

○中西宏彰委員長 櫻本教育総務課長。

○櫻本泰朗教育総務課長 委員にお配りしました図面があるかと思っておりますけれども、そちらのほうの配置図というのをまず見ていただきますと、斜線が引いてある部分があるかと思っております。この斜線の部分が今回工事する箇所という形になります。左半分のほうに大きく少し正方形が欠けたようなところがある

んですけれども、この部分が増築部分になります。

それから、校舎の右手のほうに小さな四角ですとか少しこう、かぎ状になった部分があるんですが、ここのところは上の小さな四角のほうは給食室の増築部分、それからかぎ状になった部分のところは玄関と渡り廊下を増築するというような形になっております。

2枚目の図面のほうを見ていただきますと、その詳細になっております。

先ほど申しましたように、1階、これは1階の平面図になるんですけれども、図書室とその横の児童トイレを増築となります。

それから、もう1枚めくっていただいて2枚目、これは2階の平面図になりますけれども、この増築部分の2階になりますが、この部分が普通教室2部屋という部分になります。

以上です。

○中西宏彰委員長 鈴木達雄委員。

○鈴木達雄委員 伺いたかったのは、いわゆる増築部分じゃなくて、斜線で示されていない以外の恐らく改修もたくさんあるのかなと思うわけですけども、その辺について説明をお願いしたい。

○中西宏彰委員長 櫻本教育総務課長。

○櫻本泰朗教育総務課長 そのほかの部分につきましては、内装をほぼ全面的に変えていきます。木質化を行っていくという部分が大きなものになります。白い部分の普通教室すべてについて木質化を行ったり、それから職員室の部分もですね、現在かなり狭い職員室となっておりますので、図面にあるような広さに拡張するという工事を行っております。

それから、図面、1階平面図の一番右側になるんですけれども、保健室という物がありますが、これも現在この半分程度の保健室ですので、この図面にあるような広さの保健室に改造していくというところが大きなところでございます。

○中西宏彰委員長 ほかに質疑はありません

か。

[発言する者なし]

○中西宏彰委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

○中西宏彰委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第120号議案を採決します。

本議案は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○中西宏彰委員長 異議なしと認めます。

よって、第120号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第121号議案 調停の申し立てを議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

鈴木眞澄委員。

○鈴木眞澄委員 先日の本会議でも質疑がありましたけども、調停、相手側との話をする、してきた回数、向こうからの来られたというものもあると思うんですけども、年度にどのぐらいの回数をやってきたのかなということをちょっと思うんですけど、その点について。

○中西宏彰委員長 櫻本教育総務課長。

○櫻本泰朗教育総務課長 最初の申し出が平成23年度にあったわけなんですけれども、それから4年たっております。

毎年、大体平均しますと、相手の方がこちらに直接お見えになる場合と、それから市から相手の方の御自宅のほうに伺うということがありますが、そちらを合わせて大体10回前後は年平均で行っております。

以上です。

○中西宏彰委員長 ほかに質疑はありませんか。

はい。

○鈴木眞澄委員 10回前後の中で市の考え方、また示してきたという時期というのは、補償の問題とかもあるんですけど、そういう話を出された時期というのはいつごろなんですかね。

○中西宏彰委員長 櫻本教育総務課長。

○櫻本泰朗教育総務課長 今回、補償のお話を出すということなんですけれども、このちょうど1年ほど前、平成26年4月22日付で具体的な補償金額を相手の方に提示させていただいております。

○中西宏彰委員長 夏目教育部長。

○夏目道弘教育部長 今の御質疑に関連、ちょっと補足ですが、具体の数字を提示をさせていただいたのは、今、課長が答弁したとおりでございます。

市が損害賠償責任を負いますというような形で、賠償責任の意思と言うんですか、そういったものを提示をしたのは、私の記憶がちょっとあいまいにはなっておるんですが、もうちょっと先の話で、教育委員会へ最初見えておったんですけども、その後、秘書のほうへ行かれるようになった直後ぐらいに、これは私の口から相手方さんに、市のほうでは損害賠償責任も考えておりますということを申し上げました。

以上です。

○中西宏彰委員長 鈴木眞澄委員。

○鈴木眞澄委員 地域の協議会とか、また地域住民、どこの学校でもいろんなあり得るケースなんですけども、そういう地域の方々、隣接してる方々とのそういう協議っていうのはやってたのですかね。そういうことを決めなくて学校任せでそれぞれの学校の対応のようなんですけど。そういうものがあったのですかね。なかったのですかね。

それで、個々対応だけでやってきたのですかね。

○中西宏彰委員長 夏目教育部長。

○夏目道弘教育部長 教育委員会がそれぞれ

の学校にという動きはしておりません。基本的にはそれぞれの学校で学区があるわけでありまして、学区の皆さん方とおつき合いと言うんですか、そういったものはそれぞれの学校単位でやっております。

ですので、各学校によって教育の方針と言うんですか、そういったものをそれぞれでつくっております。その中に学区とのかかわり合いというものも入っておりますので、これはそれぞれの学校でやっていただいておりますという形でございます。

○中西宏彰委員長 ほかに質疑はありませんか。

浅尾委員。

○浅尾洋平委員 ちょっと質疑のほうをさせてもらいたいと思います。

まず、この件の案件に関して、これまでに厚生文教委員会の委員会に報告がこれまであったかどうか少し伺います。

○中西宏彰委員長 櫻本教育総務課長。

○櫻本泰朗教育総務課長 この場で報告ということは、これまでありませんでした。

○中西宏彰委員長 浅尾委員。

○浅尾洋平委員 ちょっと中に入って行きたいんですが、この中にたびたび破損というふうに書いてあるんですが、これ実際に何回起こったのか、回数わかったら伺いたいと思います。

○中西宏彰委員長 櫻本教育総務課長。

○櫻本泰朗教育総務課長 申しわけありませんが、具体的になちょっと回数は把握はしておりません。

○中西宏彰委員長 浅尾委員。

○浅尾洋平委員 あと、ボールが行かないように対策としてですね、防球ネットですかね、を設置をね、されてきたということなんですけど、これをまた高さをこれまでも対応して調整してきたということなんですけど、そもそもこういった子供がボールを打って外に出してしまうボールというのは、根本的な解決策

ってというのは今の時点であるのかどうかお伺いいたしたいと思います。

○中西宏彰委員長 櫻本教育総務課長。

○櫻本泰朗教育総務課長 昨年度において、最終的にケージと言いまして、かご状の物を入れたわけなんですけれども、バッティングについてはもうそのかごの中で行うという形にしております。絶対外ではやらないという形で。こうすることによって試合形式の練習ができなくなってしまっているんですけども、こういった問題がありましたので学校のほうではそういった指導をするという形にしております。

それから、グラウンドの形状もですね、これまで1墨側、それからマウンドなどの位置はずっと固定であったんですけども、その角度を少し振るような工事をしまして、なるべく隣家のほうには飛ばないように方角を取るという措置もしております。

○中西宏彰委員長 浅尾委員。

○浅尾洋平委員 昨年度そういったケージを入れたりとかグラウンドの形状を変えたということで、それ以降は特にそういったボールが外に出ちゃうということはなくなったのか、あるのか、お聞かせください。

○中西宏彰委員長 櫻本教育総務課長。

○櫻本泰朗教育総務課長 昨年度施工しましたこれらの工事によりまして、それ以降はボールは出ておりません。

○中西宏彰委員長 浅尾委員。

○浅尾洋平委員 あと、平成26年度の4月以降に相手方の方と交渉もしたり、市長さんが入られたりという交渉があったということなんですけど、これが途中で決裂をされたという、きのうの質疑の中でわかったんですけど、これの決裂した理由か何かありましたら具体的に教えていただきたいんですが。

○中西宏彰委員長 櫻本教育総務課長。

○櫻本泰朗教育総務課長 相手方の主張されることの1つに、大きなものの1つに、当時

の、一番最初に申し出があった当時の学校の対応が悪いということを言われます。そのときの学校職員の責任問題というものをかなり強く言われます。その責任に対する処分をはっきりさせていただかないと賠償についても納得はしないというような、そういったことをいただいております、一種の感情のもつれのような状態になってしまっておりますので、そういった部分についてもお話し続けさせていただいております、おたわけなんですけれども、なかなか解決に至らずに同じことの繰り返しということが続く状態になってしまっております。

以上です。

○中西宏彰委員長 浅尾委員。

○浅尾洋平委員 今回、調停手続により紛争の最終的解決を図るというために必要という理由がなされてるんですが、この調停というのは双方の情報を引き出して合意に至るという制度だと思うんですが、これ不調にも、不調もあり得るという制度でもあると思うんですが、今回こういったケースを安易に行くと、また市と市民との関係が悪くなるのではないかなというふうに考えるんですが、その点は当局はどういうふうな立場と言うか、認識があるのか、お伺いいたしたいと思います。

○中西宏彰委員長 夏目教育部長。

○夏目道弘教育部長 先ほど課長が答弁申し上げましたように、何年来この相手方さんと協議と言うんですか、交渉を続けてまいりましたんですが、いわゆる膠着状態に陥ってしまっておる。こう、お会いをしてお話をさせていただくんですが、ずっと同じことの繰り返しになって、一步も前にこう進展をしないという状況がずっと続いてきてしまっておりました。このままどうにもならないような状態に陥っておるとというのが今の状態であります。これを何らか半歩でもこの解消に向けた動きっていうものが何かできないのかということで、庁内で検討をした1つの手法と言う

んですか、結論が今回の調停というものでございます。

今までは、当事者同士でのこの話し合いであったわけでありまして、それではらちが明かない状態だという判断をさせていただきました。

ですので、もう少し違った形での交渉、話し合いっていうものが必要なんではないか。そのときにじゃあどんな手法があるのかということで、いわゆる中立な立場の第三者が間に入っていただいて、こう協議をするということは1つ考えられるのではないかと。ではその手法とは具体的に何だと言って言ったときに調停という話が出てきたということでございますので、今回、調停の申し立てを上程させていただいたこちらの思いといたしましては、この膠着状態を進展をさせる可能性っていうものがこの調停の中に含まれるんですか、期待をしておるといふ部分がありますので、当然、表面的には損害賠償のこの和解って言うんですか、示談って言うんですか、そういったものにつなげてはいきたいんですが、当然それだけではなくて、もう1つの相手方が主張をされてみえます責任問題という部分も当然、調停のこの話し合いって言うんですか、中には含まれてきますので、そういったものもあわせて何とか解消できないのかなという思いで、今回この議案を上程をさせていただいたということになります。

昨日の本会議質疑の中でも、確かに不調に終わるといふ可能性も、これもあるものです。そういった認識もこちらとしては持っているということではありますが、とにもかくにも今の膠着状態を何とか少しでも打開をしていきたいという思いで上程をさせていただいたというものでございます。

以上です。

○中西宏彰委員長 小野田委員。

○小野田直美委員 今後ですね、同じようなことが起こったときですね、発覚から気持ち

が、相手方の気持ちが積もり積もっていく前段階で、いわゆる早期に対応するために今後どのようにしていくことが必要かということ、そして学校にどのような指導をしていくか、どのようにお考えかというのをお聞かせください。

○中西宏彰委員長 夏目教育部長。

○夏目道弘教育部長 今回はこういうふうにならざるやと非常にこじれた状態になってしまったんですが、昨日の私の答弁でも、これもいわゆるしっかりとした教訓として受けとめなければいけないということをお答弁させていただきました。これはこういったことを今後繰り返さないと、発生させないという思いからの答弁でありました。

今、新城市では「共育」という教育理念を掲げて、学校教育、義務教育を推進をしておるわけでありまして、この精神っていうのは、学校という半ばちょっとこう閉鎖された空間なんですけれども、それをもっと逆にこう開かれた学校というものを目指して、子供たちの教育を学校だけではない、保護者もそれぞれの学区、地域もみんなでやってみようということになりますので、こういった「共育」の概念っていうものがだんだんと各学校にも浸透をしつつあります。「共育」の活動って言うんですか、実践って言うんですか、そういったものが今、小野田委員言われましたように、地域とのこの関係と言うんですか、っていうものも当然その中に入ってますので、地域があつての学校であるというようなこの認識というものは、少しずつではありますけれども、学校にも浸透をしてくてきますので、これらをもっともしっかりしたものにしていきたいという思いは教育委員会としては強く思っております。これらを進める、推進をすることによってこういったものは、今回の事案というものは防いでいけるものなのかなという気がしております。

ただ、それは牛歩の歩みみたいなものがありますので、一方ではこういった実際に具体の事案っていうものがこう発生をしておりますので、これらも各学校に周知をしつつ、学校でもしっかり地域の方々とのおつき合いと言うんですか、関係性というものをしっかり築いていただきたいという指導って言うんですか、そういったものはしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○中西宏彰委員長 小野田委員。

○小野田直美委員 今のですね、御答弁ですと、学校にどのような指導をしていくのかということに対しては、今回の件を周知しつつおつき合い、いわゆる地域との関係性をよくしていくという、非常にぼんやりとした感じだったんですけど、もうちょっと具体的にあれば教えてください。

○中西宏彰委員長 夏目教育部長。

○夏目道弘教育部長 例えばですね、今回のような、特に隣接地への何らかの学校の敷地内での活動って言うんですか、そういったものが隣接地に及ぼしたっていう事案っていうものは教育委員会へ入ってきておるだけでも耳にしたことがございます。

そういった学区とのおつき合いの仕方というものは、教育委員会でこうしなさい、あしなさいっていうことを事細かにこう言うておることはありませんで、それぞれの学校のあり方というものが校長先生を筆頭にありますので、その考え方に基づいてやっていただくというのが教育委員会の基本的な考え方がありますが、具体的にこうしなさいって言うようなことはなかなか教育委員会として申し上げられないところがあるんですが、例えば今回の場合、部活動に関連したことでありますので、部活動は子供の教育にとって非常に大切なことではあるんですが、ただ人様に迷惑をかけてまでやるものでもない。その辺を、これは学校の先生って言うよりも子供たちに

指導をしていきたいっていう思いはございます。もちろん子供を指導するのはそれぞれの学校の先生方ということでもありますので、学校の先生方にそういったことをしっかり認識をしていただいて、同時に子供たちにも、いわゆる人様に迷惑をかけるなというようなことの1つのいい実践例、部活動っていうものは実践例になるのではないのかなという気がしております。その辺のところも校長会議等と言っていきたいということは思います。

以上です。

○中西宏彰委員長 小野田委員。

○小野田直美委員 今回ですね、お聞きしたところによると、学校とのやりとりをした後、かなりお怒りの状態で教育委員会のほうに来られたというようなことなんですけど、このお怒りがもう積もり積もる前までに、例えば学校から報告は来てると思うんですが、来た時点で教育委員会としてどのように対応するのか、また環境整備、どのように行っていくのかっていうのをきちんと検討していくということが必要だったと思うのですが、そのあたりいかがでしょう。

○中西宏彰委員長 夏目教育部長。

○夏目道弘教育部長 今回のケースにおいては、学校からこういった事案があるということで報告を受けた後に、防止策として、フェンスのかき上げというものを、あれは次の年度の予算ではなくて補正予算で対応をしたというふうに記憶をしておりますので、とりあえずボールが飛び込むということをまずは何らかの手だてで防止をするということがまず第一に必要だという認識で対応をさせていただきました。

以上です。

○中西宏彰委員長 小野田委員。

○小野田直美委員 例えばですね、各会社にクレーム対応をする人員がきちっと指導を受けているとかですね、そういうこともある、大きな会社だとそういうような部署を設けて

いるような状態なんです、心の専門家とかね、傾聴を身につけた人っていうのは各学校にいらっしやったり教育委員会にもいらっしやることとは思いますが、そういう人を交えて相手様のお気持ちをきちんとすくっていく、こじれないようにしていくという対応が必要だったのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○中西宏彰委員長 夏目教育部長。

○夏目道弘教育部長 民間のちょっと規模の大きい会社であります、そういったクレーム専門の部署って言うんですか、セクション、社員の方がみえて対応をされてみえるっていうことは巷に聞いてはおりますが、市役所の組織の中では、いわゆるクレーム専門の職員、セクションっていうのは特に置いてございません。それぞれの、例えば今回のケースで行きますと、学校の部活動が原因でありますので、まず所管をする教育委員会へ見えたということではありますが、なかなか教育委員会との協議が進まずに、どっかいわゆる苦情を聞いてくれるセクションはということで秘書のほうへ行かれたというのが今回の事案であります。

以上です。

○中西宏彰委員長 小野田委員。

○小野田直美委員 確かに、大きいところでは置いてあるけど役所では置いていないということなんですけど、やっぱり気持ちだと思うんですね。そこまで相手様を行かしてしまう、学校でワンストップできなくて教育委員会行かせて次行かせてっていうような、そこまで行かしてしまう。それだけ怒ってるということなんです。なのできちんと最初ですくっておく、気持ちをきちんとおさめていただく。これが私は大事なんじゃないかな。学校にいなければ教育委員会の、やっぱり心の専門の方いらっしやるわけです。ちょっと分野は違いますけど、いじめ専門相談員の方いらっしやいますでしょ、あの方なんかはき

ちんと話を聞ける方なんですね。なのでそういう方、ちょっと違うかもしれませんが、ついて行ってもらってきちんと話を聞く。それを最初にやっておけばここまでこじれなかった可能性はあるのかな、どうなのかなと思うんですけど。なのでごめんなさい、これ以上質問しませんが、きちんと最初に手を打っていく、気持ちをすくっていくっていうことを最初にやるということを教育委員会が押さえていただければな。学校から挙がってきたときに、じゃあこういう人を一遍行かせようかというようなことができたらなっていうふうになんて思っています。

以上です。

○中西宏彰委員長 夏目教育部長。

○夏目道弘教育部長 確かに、心のケアをする職員っていうのは教育委員会におるわけがありますが、いじめ人権サポート委員さんに対応していただくっていうのは、ちょっと今すぐにはそうですねっていうのは、ちょっとお答えできない。

○中西宏彰委員長 小野田委員。

○小野田直美委員 いじめサポート委員じゃなかった、ごめんなさい、不登校の、不登校専門相談員さん。ごめんなさい、間違えました。

○中西宏彰委員長 夏目教育部長。

○夏目道弘教育部長 正式な呼び方は、不登校の子供たち対応でいただいております職員はいじめ人権サポートのための方っていうことなんです、そういった方をこういったいわゆる市役所、一般行政へのクレームの対応に出すか、出さないかっていうのは、ちょっと今すぐには御答弁できませんが、ただ今回の事案っていうのは、私どもの対応も十分でなかったという反省と言うんですか、そういったものは強く思っておりますので、今後そういった対応等には十分気をつけていかなければならないですし、心のケアというような部分については、何分にも私ども専門のって言う

か、しっかりした勉強と言うか、研修とか、そういったものを受けておるわけではございませんもんですから、そういった心のケアっていうことを専門にしてみえる方が近くにいるということです、そういった方にどういふものでしょうかねというようなことをお聞きをし、そういったことをこう参考にしながら対応していかなければならないなという思いはちょっと強く思っております。

以上です。

○中西宏彰委員長 ほかに質疑はありませんか。

鈴木達雄委員。

○鈴木達雄委員 ちょっと同じところもありますけども、整理して伺います。

平成23年度にですね、ボールが飛び込んでということで話が始まったみたいな説明でありますけども、平成23年度中に防球ネットやフェンスのかさ上げ、それを補正でやりましたということですよ。

それで、それやった後についても話し合いを続けて、けどもボールは入らなくなったけども、教育委員会への不信感を募らせてしまいましたという説明が書いてあります。同じことかもしれません。市が事実の隠ぺいやもみ消しを行うとしているとの主張があったというようなことがあります。いわゆる対応をしたにもかかわらず、その後そういった不信感を募らせてしまったというようなこと、先ほどそれを教訓にしてこれから生かしていくっていうお話ありましたけども、この不信感を募らせてしまったという部分についてはどうだったからそうなったのかっていうのが把握されているのか、その辺を伺いたいと思います。

○中西宏彰委員長 夏目教育部長。

○夏目道弘教育部長 不信感を募らせてしまったということでありますが、教育委員会へ初めてお見えになられた時点で、もう相当そういう感情的になられておるという感じであ

りました。

その後、何とかこの糸がほぐせないのかなということでいろいろお話し合いをさせていただいてきたんですが、結果的にいい方向には行かなかったということでございます。

事実の隠ぺいやもみ消しを行っておるといふ主張もたびたび言うんですか、会うたびに毎回こう言われてはおりました。

ですので、こちらの交渉記録というものが当然あるわけでありまして、それを相手さんに提示をして、こちらのほうの記録としてはこういうふうに残っておりますと。これ以上でも以下でもありませんので、事実の隠ぺいとか捏造だとかというようなことは言われるのであれば、どうぞこの相手方さんに、ここはおかしいということをおっしゃっていただくということで投げかけております。

一度はわかったということで見せてもらうということで、相手さんが受け取られたんですが、しばらくして自分はもう自分の記録との突合って言うか、照合って言うんですか、そういったものはもうしないということで、こう投げられてしまったということで、その後、事が全く進展をしなくなってしまったという経緯があるということでもあります。

○中西宏彰委員長 鈴木達雄委員。

○鈴木達雄委員 最低限ボールが入らなくなったということは納得していただいているのかどうかっていうのはどうですか。

○中西宏彰委員長 櫻本教育総務課長。

○櫻本泰朗教育総務課長 今年度の4月にお伺いしたときに、昨年度行った工事によって、もうボールは必ず入らないっていうようなことを確認しまして、それ以後どうですかっていうことを御本人に状況を聞いたわけなんですけれども、御本人としても、もうボールが入ってきたという認識はないということでしたので、それは御本人も御了解されているところですよ。

○中西宏彰委員長 鈴木達雄委員。

○鈴木達雄委員 現在ですね、いわゆるあちらがもうこれ以上、話しに、提案を拒絶したりというのが書かれてありましたけど、話乗らない状態になってしまったということなんですかね。

○中西宏彰委員長 櫻本教育総務部長。

○櫻本泰朗教育総務課長 あくまでも話に乗らないというわけではないんですけども、相手方のほうで主張されるのは、やはり職員の責任問題っていうところを言われますので、そちらと同時解決をとということ言われて膠着してしまってるという、そういう状況であります。

○中西宏彰委員長 鈴木達雄委員。

○鈴木達雄委員 ちょっと確認です。職員の責任問題という部分で、いわゆる事実の隠ぺいと言うか、その辺と連動して考えてみえるということなんですかね。あちらの主張は。

○中西宏彰委員長 夏目教育部長。

○夏目道弘教育部長 そういう捏造だとか隠ぺいっていう部分ではございません。あくまでも先ほど御答弁申し上げましたように、こう何回も対応をさせていただいておるんですが、それがそのとおり、事実のとおり例えば市長のほうへ伝わってないじゃないとか、記録そのものが改ざんされておるんじゃないかという部分での不信って言うんですかね、言い分でありますので、職員の処分に関して云々ということではございません。

○中西宏彰委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○中西宏彰委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

浅尾委員。

○浅尾洋平委員 それでは、私は反対の立場で討論をさせていただきたいと思います。

本議案に関しては、この間、市と当該との

相手方の市民の方が紛争状態に陥っているという状況がわかったわけですが、当委員会では一切これまでに詳しい報告はありませんでしたので、今回の追加という議案については、私自身かなり唐突に感じております。

今回のこのような調停を最終的な解決として、今回安易に行いますと、やはり市と市民との関係がまたさらに悪化するのではないかと考えております。

時間がかかっても相手方の感情に配慮しながら、またこの文面でもたびたび破損といったときに至った原因と、そもそもの根本的な解決策などあるかどうか、もう少し慎重に考えるべきではないかと思ひ、反対の討論いたします。

以上です。

○中西宏彰委員長 ほかに討論はありませんか。

小野田委員。

○小野田直美委員 では、私は賛成の立場から討論いたします。

平成23年6月、杉山の、相手方の敷地内に野球部の部活動において、野球ボールが飛び込んで壁などを破損したということです。学校とのやりとりを続けていたのですが、その後、教育委員会とのやりとりになったと。

相手方はかなりお怒りだったと、この時点でそうだったとお聞きしています。市側は話し合いを続けましたが、最近ではこれ以上の進展が見込めなくなり、いわゆる硬直状態が続いております。ここで中立の立場の調停員が入ることで半歩でも進み、和解に向かう可能性にかけたいという思いがあったのではないかと感じております。相手方の気持ちというのはもちろん大切ではありますが、まずは損害賠償責任はしっかりと取っていただくということで、半歩でも進められるように本件は賛成といたします。

○中西宏彰委員長 ほかに討論はありませんか。

[発言する者なし]

○中西宏彰委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第121号議案を採決します。

賛否両論がありますので、起立により採決します。

本議案は原案のとおり可決することに賛成の委員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○中西宏彰委員長 起立多数と認めます。

よって第121号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第125号議案 新城教育憲章の制定を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

鈴木達雄委員。

○鈴木達雄委員 説明書を特に見させていただきましてですね、憲章の前文にもあったわけですけど、この中立性、教育の中立性を守る防波堤であると。それから教育の中立性の担保であるというようなことがありました。それがかなりの中心的なこの憲章の意味というようなことであるのではないかと思います。

実際、この中立性を守る防波堤、また中立性の担保について、この憲章にですね、説明をしていただきたいわけですけども、どのあたりが中立性の担保であり防波堤であるか。もしどれが欠けたとしたらこの中立性が守れないのかというような、ちょっと大きな話になりますけども、そのあたりの説明をお願いしたいと思います。

○中西宏彰委員長 夏目教育部長。

○夏目道弘教育部長 今回の教育憲章を制定しようという動きになった大もとでございしますが、今までの議会の市長からの答弁でもいろいろありましたですけども、今回の地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正されました。その改正の内容を見ますと、首長の教育分野への関与というものが従来よ

りも強くなってきておるといふ法改正でございました。

そう減多なことはないと思うんですけども、首長の政治信条と言うんですか、そういったもので教育の分野がこう、ちょっと言葉は悪いんですけど、振り回されるということがあってはいけないであろうと。教育っていうのは国家百年の大計ということも昔からよくいわれますけども、それほど大事なことであるし、教育っていうのは不易、変わらないということが大事であるということは昔からずっといわれております。

そういったことをしっかり担保するためにどんな方法があるのかということをいろいろ考えたわけでありまして。

その1つとして、この教育憲章というものを制定をして教育の普遍性、不易というものをしっかり少しでも担保できればという思いがあって、この教育憲章の制定に至ったわけでありまして。

ですので、教育憲章の前文のところを見ますと、最後の段落ですけども、また教育の普遍的な使命に照らし、その中立性、継続性、安定性を堅持しますというような1文を入れさせていただいておると。

ですので、これが非常にこの憲章、今回、新城市で教育憲章をつくるということになった一番肝の部分であるということでございます。

○中西宏彰委員長 鈴木達雄委員。

○鈴木達雄委員 わかりました。

ただ、それをですね、私たち新城市民はというところで、前文にもありますけども、命を尊び叡知を磨き、心身を鍛え自他の幸福を築ける人というような1文がありますけども、それをさらに書いたものかなと思うわけですけども、これをいわゆるこれっていうのは教育のいわゆる普遍的なものかなと思うわけですけど、このいわゆる首長さんがかわってどういう力、どういう圧力をかけるとこれが変

わっちゃうのかなと言うか、そういうものに対して中立性を守るためにこれを憲章をつくるということなんですけど、その辺もですね、人に説明するというときにどう説明しようかなというのがあるわけなんですけど、その辺を少し解説をお願いしたい。例えば説明書にいわゆるときの権力者の都合によってとか歪曲化された、またそうした不幸を再び繰り返さないためというようなことも書いてありますけども、過去においてこの辺が軽くなって言うか、歪曲されたので間違いを起してしまったというような、この辺がっていうのがポイントだよっていうところが説明できると、すべてだって言えばそうかもしれませんが、その辺がどうなんでしょうね。中立性の担保の説明、具体的な説明として、ここですよというのがちょっと説明し切れないなど。議会が議決してということになりますと、議会も同じように責任を持ってこれを推進していくということですので、この辺の説明が欲しいなと思ったわけです。

○中西宏彰委員長 夏目教育部長。

○夏目道弘教育部長 わかりました。先ほど御答弁申し上げましたように、直接的なこの策定の要因っていうのは、地方教行法の改正によるものなんではありますけど、いわゆる首長、政治のこの関与というものが従来よりも強くなったということが直接的なことなんですけど、その背景には、日本という国は先の大戦っていうことまでさかのぼりますと、あの時代というものはいろんな方がいろんなふうの研究をされてみえますが、総じて言えることは、当時の軍部と言うんですか、がこう極端な話、日本国民を教育によって洗脳をしたっていうようなことを言われる学者さんもみえます。それが正しい分析かどうかは別にして、全然間違った解釈ではないのではないのかなというのが一般的な方々が思い描くものだと思います。

ちょっと考え過ぎじゃないのっていうふう

に言われちゃうかもしれませんが、そういったところに、方向を向く可能性はゼロではないと思います。

という日本固有のそういった時代背景があったということは趣旨説明の中にもうたわれておりますので、そういった考えであります。

それと、もっと卑近な例で言いますと、最近のこう自治体の動きの中には、例えば大阪の、名前を挙げていいか、ちょっとよくわかりませんが、橋下さんとか、隣の静岡県の川勝知事あたりも全国学力学習状況調査で具体的な学校名を挙げてランクをつけて云々というような動きもありました。ああいった動きっていうのは、新城市の教育委員会としては否定的な受けとめ方をしております。あそこまでやるものではないという、いわゆる学校のランクづけて言うんですか、序列化して言うんですか、そういったものは決して子供の教育にプラスにはならないという理解と言うか、認識を新城市の教育委員会は少なくとも持っておりますので、ああいった最近の事例を見ても、政治の圧力と言うんですか、そういったものが教育分野に強くこう及んでおる事例というものがおりますので、そういったものもそんなに大きなことではないっていうのがいいかどうかはわかりませんが、そういった事例もやはり防いでいきたいという思いはこの憲章の中に込められておる。それが中立性というようなことにつながっていくという理解ですが、ちょっとすっきりしない回答だと思いますけども、考え方としてはそういう考え方です。

○中西宏彰委員長 ほかに質疑はありませんか。

浅尾委員。

○浅尾洋平委員 それでは、ちょっと幾つか質疑のほうをさせていただきたいと思います。

先ほども部長さん言われるように、全体的な中での議論をちょっと私自身もしていきたいかなと思っておりまして、今ニュースでも

あります安保法制の国会での議論もありますし、やはり今、情勢がどんどん変わっていくんじゃないかなと。例えば自衛隊が機雷除去のためには海外のホルムズ海峡まで行けるといふような国会の議論もありますし、その中で徴兵制がね、服役に当たるか当たらないかという議論も始まっておると聞きますので、そういった広い観点からちょっと質疑のほう、ちょっと私もさせていただきたいと思うんですが、まず今回の新城教育憲章を創設する理由として、先ほども答弁ありましたが、大きく教育委員会の制度が変わったのをきっかけにしたということで、首長の権限として教育介入を防止するために今回、教育の中立性を守る防波堤として策定するというふうな答弁だったと思います。

ここで私、先ほどの市民憲章もありましたけど、憲章というのは根本的にどういった意味合いがあるのかなというふうに調べてみますと、決まりとか行動規範とか、そういったことでありまして、教育の中立性を守るという目的で行きますと、新城教育というのは特別な規範をつくって未来永劫ですね、これを絶対的な教育価値、例えば一方的な価値観として市民に押しつけるというところとも解釈上はとらえることも私はできますので、これは本末転倒ではないかなと思っっているんですが、現時点での認識をお伺いします。

○中西宏彰委員長 夏目教育部長。

○夏目道弘教育部長 そもそも論として、憲章とは何ぞやということが議論のポイントかなというふうにはちょっと思いますので、そういった視点で御答弁を申し上げますと、憲章というのは、いわゆる市民の自発的な行動意欲の喚起というものを期待をした、いわゆる市民の志と言うんですかね、そういったものを述べたものであるという認識しております。

したがいまして、条例だとか法律だとか、こう、いわゆる対象となる方々にこうしなさいとか、こういうことをしてはだめですとい

う、いわゆる強制をすると言うんですか、そういった意味合いは含んでおるものではございません。

ですので、ちょっと話がずれるかもしれませんが、条例は必ず市議会の議決が必要であります。これは市民にとっての利益、不利益を直接的に与えるものでありますので、しっかり議会で議論をした上でないと決定ができないというものでございますが、憲章につきましては、市民憲章も一緒なんですけども、議会に諮らなくても憲章をつくりましていうことで出すことは可能なわけでありまして。

ですが、今回はなぜ議会の議決をお願いをしておるかと言うと、冒頭申し上げましたように、教育の中立性を何とかこう、しっかり確保、担保をしていきたい。そのための担保力を少しでも強めるためには議会のお墨つきと言うんですか、御承認と言うんですか、そういったものが得られれば、より強いものになっていくでしょうし、今回、初日に条例を改正をさせていただきましたように、議会で承認をした、認めた憲章については、改廃についても議会の議決が必要であるというようなことでありますので、より重みのあるものになってまいりました。提案する側といたしましては非常にありがたいと思っております。

ただ、重みは増すような形の取り組みをお願いをしておるわけでありまして、ただあくまでも強制をするものではございませんので、浅尾委員が言われるようなことって言うんですかね、そういったものは全然考えてないものであります。

もう1つ、つけ加えさせていただきますと、私も提案者であるので当たり前ですけども、今回の教育憲章案につきましては、それぞれの言っておることっていうのは決して人間として社会で生きていく上で間違ったことを言っておるというふうには思っておりません。

皆さんがこういったような行動をしていただければ、きっとこの世の中っていうものは非常によくなることではないのかなという思いをしっかりと込めておりますので、御理解を賜りたいというふうに思います。

以上です。

○中西宏彰委員長 浅尾委員。

○浅尾洋平委員 わかりました。部長の答弁のほうもわかりますし、教育っていうのはそもそもやはり自発的なものであるということは根幹にあると私も思ってますし、自由な発想だとか個性豊かな環境によって私は発展していくんじゃないかなというふうに思ってます、主体的に、先ほどもおっしゃいましたけど、つかみ取っていくものだというふうに私も考えております。

これまでの憲章なしでもですね、この新城市の教育っていうのはすごく僕は発展してきたし、これからも発展していくんだと思っておりますけど、わざわざそういう教育の環境の場の中で、さまざまな個性を持つ子供たちや人間の育成、形成にとってグローバル社会で生き抜く秘訣のもと、資源は人材、人材は育てる教育というふうに書かれているんですが、こういった一方的な価値観を定めることはよくないのではないかなというふうに思っているんですが、当局の認識をちょっとお伺いしたいんですが。

○中西宏彰委員長 夏目教育部長。

○夏目道弘教育部長 私は教師ではないものですから、そういった意味では教育の専門外でありますけども、教育委員会に身を置く人間として、それなりに教育というものはどうあるべきなのかっていうことは真剣に今まで考えてまいりました。

そういったことを前提にお話し申し上げるとするならば、先ほど浅尾委員が言われたように、教育っていうのは教え育てるっていう字を当てます。人間が、人が育っていくっていうのは究極のところ、それぞれの子供

たちって言うんですか、人間でしかないんです。

例えば病気になりますですよ。そうするとお医者さんへ行ってひどい場合には手術をしたりとか注射をしたり薬を飲んだりとして病気を治していくわけなんですけども、その手術だとか投薬なんかは、あくまでもそれだけで完全に治り切ってしまうというのではなくて、人間、生物が持つておる治すっていう、自然治癒力っていうんですか、そういったものを手助けするためのものであると思っております。

教育もまさに同じであって、子供たちはそれぞれ個性があります。それらをどういうふうに伸ばしてあげるのか。強引に伸ばすっていうんですか、型にはめて云々ということではなしに、その子の育ちというものをいかにうまくこと支援と言うか、サポートをしていくっていうのが学校であり、学校の先生であり、先生は教育の専門のことを勉強してきた方ですので、プロフェッショナルです。それとか我々一般の大人たちも一緒だと思うんです。それが子供を見守り育てるっていうことだと思います。

そういった考え方が基本になっておることでもありますので、あくまでも1つの価値観を押しつけるっていうか、そういった考え方は毛頭持っておりませんし、冒頭申し上げましたように、憲章っていうのはそういった強制力があるものではないのですから、1つの目指すべき目標みたいな方向と言うか、そういったものを述べさせていただいてるものでありますので、決して価値観の押しつけというような考え方は少しも持つておるものではございませんので、よろしく願います。

○中西宏彰委員長 浅尾委員。

○浅尾洋平委員 価値観の押しつけではないよということではあるんですけど、パブリック・コメントも私もちょっと読ませていただ

きました。

現場の先生の声が多いなというふうに感想を持っております。

憲章に対する認識の高さを感じておりますし、中でもちょっと251番の意見っていうのは大事にしていきたいなということで、ちょっと伝えさせていただいたんですが、この方の意見は、子供たちの多様性を見る限り、少数であってもさまざまな恵まれない環境や障害の中で生きなくてはならない子供たちがいることを思うと、そうした子供たちに目を向け、手を差し伸べる志の言葉も教育憲章の中にあってほしい。また新城教育、市民総ぐるみという言葉のスローガンの中に入れたいということですが、そのことで教職員の学校教育、活動全般や地域住民全体の生活に縛りが生じたり、窮屈な思いをしたり、忙しくなり過ぎないように願っています。さらに決して教育の同一性、同質性を強く追及するものではなく、現状に即した多様な子供たちを受容し、多様性の中で生きられる子供たちの資質を伸ばすものになることを信じますというふうに書いてあります。

また、一方では前文と本文にかかわってですが、パブリック・コメントのほうを読みますと、現場の先生方のコメントなんですが、私たちの目指すべき指針、方向性が定められてるのは大変ありがたいとか、あと子供たちの目指す姿を見据えて目の前の子供たちに指導することができるとか、あとはすべての教員のバイブルと、おおむね歓迎をしている声があるなと思っております。

そういったさまざまな御意見聞きまして、私にとっては、先生にとってはバイブルになるのかなと思っておりますが、一方、子供たちにとってはどうかというふうな問題があると思います。

思い出すのが、やっぱり再び戦前、戦中のような物を言わない教師が生まれる恐れを感じておりますが、どうかその中でもパブコメ

の186番の意見にありますように、その時代に合うものに変化させていけばよいと考えております。「新城共育12」など、今あるものともに5年から10年後に見直しをします。このことをしっかり強調してほしいなど、私自身は思いますので、その点どうかお伺いしたいのと、あと憲章の主語が私たち新城市民は、となっております。これ強制的ではないとおっしゃいますが、やはり私自身は市民への押しつけになっているというふうなさまざまな考え方とか、あとは心情を持つね、たくさん市民を巻き込むことはよくないのではないかなというふうにいま一度思いますので、ちょっとお伺いを、認識のほうを伺いたいと思います。

○中西宏彰委員長 夏目教育部長。

○夏目道弘教育部長 パブリック・コメントをつぶさに読んでいただいて、本当ありがとうございます。前の議会始まる前にですね、浅尾委員にどのくらいコメントが寄せられましたかということで、二百四十数件というようなお答えをしましたが、ちょっとカウントの間違いがございまして、全体では254件の御意見をちょうだいいたしました。

これだけたくさん御意見をいただいたっていうのは、非常に提案者としてありがたく思っております。それだけ目を向けていただいている、関心を持っていただいているということでございますので、この新城市における教育っていうのはまだまだ全然捨てたもんじゃないぞと、伸びしろは十分あるぞというような思いを強くしたところでございます。

見直しの件がコメントの中にも1件ございましたが、やはり社会情勢っていうものはこう変わっていく、流れていくということでございますので、今回これは憲章ですので、例えば何年に一度見直しをしますとかがっていうような文言は一切入ってはおりませんが、思いとしましては、一たんこれで制定をしまった憲章っていうものが未来永劫ずっと

何でかんでこれがこの憲章なんだよというよ
うなつもりは全くございませんで、それは
時々で検証をする必要はあるということをご
このパブリック・コメントをいただいた段階で
それぞれのコメント、御意見に対してですね、
1つずつぶさにどうなんだということを教
育委員会会議、臨時の教育委員会会議を数回
開きまして議論をしてきております。

この御意見につきましては、もっともであ
るということで、憲章そのものを完全に何か
変えてしまう、改変をするということも当然
見直しの1つなんです、今の時代、世相に
合っておるかどうかっていうものをこうチェ
ックをするというのも、これも見直しでござ
いますので、そういったことは今後、してい
くように、同じ人間がずっとおるわけではな
いものですから、人はかわっていつてしま
いますので、そういったことは申し送り事項と
言うんですか、どんな形になるか、ちょっと
わかりませんが、しっかりと残していきたい
という思いをしておりますので、よろしく
お願いをしたいというふうに思います。

○中西宏彰委員長 浅尾委員。

○浅尾洋平委員 わかりました。この教育憲
章の中に「共育12」が全文入っているとい
うことなんです、ちょっと和田教育長のほう
がですね、この新城厚生保護だよりのぬくも
りのパンフレットも読ませていただきました。

ここで「共育12」のこの講演がおおよそ書
いているんですが、この内容をちょっと見た
ときにちょっとひっかかると言うか、ちょっ
と疑問に思ったことがあったものですから、
ちょっと最後に質問させていただきたいん
ですが、この中でですね、「共育12」は日本
人が築いてきたしつけ、習慣やマナー、社会
規範などを大切にする由来は、古代中国の
大学、中庸の五徳、八徳、十徳にあるもの
だと教育長が述べておられて、続けて
ですね、戦前の家父長制の家制度の時代
のところにさかのぼるんですが、年長者
の言うことを聞き、兄

弟、姉妹仲よくするとか、大切な徳目
として、今現在、一般化して世界におい
ても共通すると述べております。

私、これは教育勅語にもよいところ
があるというような議論と同じじゃないか
なというようにちょっと感じてまして、
戦前この徳目ってというのは事実上の
問題として、その当時、一たん緩急
あればということ、戦争時代だとか
何かあればということに最後は接続
されております。

ですから、公、絶対主義的天皇制の
奉仕、服従につながったものであるん
ですが、教育長は象徴的な例として日
本ですね、離婚率にふれておられて、
子の親として仲よくする努力を願
いたい。個人の家族の生活に介入す
るようなことも事例として述べてお
るんですが、やっぱり離婚というの
は憲法上、民法上、権利として認め
られておりますし、また離婚に至る
理由ってというのは、貧困もある
だろうし、今は多様な働き方であ
ったり、同居や別居の形態など、さ
まざまな原因があるものですから、
離婚をした親御さんの子供につ
いて、教育長があれこれ言うべき
ではないかなというふうに思っ
てまして、結局のところ、共育
ってというのは社会や教育のさま
ざまな問題を家族のしつけが不足
しているのではというふうに考
えているんじゃないかなという
ふうに思うんですが、その辺の
認識を伺いたいと思います。

○中西宏彰委員長 夏目教育部長。

○夏目道弘教育部長 ちょっと私それ
を見てないもので何ともその内容
に関してはコメントできかねま
すが「共育12」、これを見て
いただきますと、いわゆる一般的
にいわれるしつけの項目が多い
ものであります。

今、学校現場でどんなことが起
こっておるかと言いますと、こ
ういったしつけのたぐいの部分
ですね、を学校でやってくださ
いってという声が出てきてお
ります。

確かに、学校でやるのもいいん
ですが、必

要なことの1つだとは思いますが、すべてを学校でしつけてください、子供のしつけを学校でやってください、先生方やってくださいというふうに学校に投げると言うんですかね、っていうのは、これはどうなんだろうかと。やはり三つ子の魂100までなんだろうことわざもありますように、非常に小さいうちにやはり社会規範と言うんですかね、しつけというものは子供に与えないと、なかなか大きくなってからでは子供たちの中に入っていけない、落ちていけないという部分がありますので、そうしますとしつけの部分については家庭がまず第一義的に担うべきものではないのかなという気がします。

これはちょっと言葉悪いですけども、そういったことをすべて学校に投げるというのは、家庭の責任ですか、親ですね、お父さん、お母さん、親の責任のある意味、放棄に当たるのではないのかな、ちょっと極端な言い方ですけども、そんなふうに感じますので。

ただですね、だれが何かをやらなければいけないということではなくて、特にこの今の社会っていうのは御家庭でもお父さん、お母さん、いわゆる核家族でお父さん、お母さんと子供の世帯が非常にふえてきております。お父さん、お母さんもお仕事に行っていてなかなか子供を構うことができないという現状があるということもよくわかりますので、そうした場合にはすべてしつけは家庭でやるものだから家庭で全部やりなさいっていうふうに押しつけちゃうのも、またこれもどんなものなのかなとすれば、かかわれる方がみんなですね、こう担うことが必要なんではないのかな。それが共育という、この概念でありますので、私、個人的にはこの共育の概念っていうのは非常に全うなことを言っておるものだなという受けとめ方はしております。

何遍も申しますが、決して強制ではありません。強制をするつもりはもう一切ございません。こんなふうにするとうろしいんじゃない

ですかねっていう1つのこう目印じゃないですけども、そういったものとして掲げさせていただいておると。

この教育憲章は、もう基本的にはこの「共育12」というものが先行をしておりますけども、取り組みとして。それをベースに成り立っておるものだと。

ですから、この教育憲章っていうのは大きく3つに分解されますですね。前文とこの1から6までの本文っていうんですか、それと一番下の別表のような物がついておるんですけども、これらはいわゆる新城教育は自然、人、歴史文化の云々という、この前文のところがいわゆる理念を述べておるものでございまして、私たち新城市民はこれが1から6までである。これはいわゆる行動目標のようなものを1つ掲げさせていただくと。

一番下に、「新城共育12」というのは、言ってみれば実践項目と言うんですかね、非常にわかりやすい言葉で書いてあると思うんですけども、より行動に移しやすい実践項目だというような構成になっておるというものでございますので、決して価値観の押しつけ、強制という考えは毛頭持っておりませんので、そこのところだけは御理解をいただきたいというふうに思います。

以上です。

○中西宏彰委員長 ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○中西宏彰委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

浅尾委員。

○浅尾洋平委員 私はじゃあ、日本共産党の浅尾洋平です。反対の立場で討論のほうをさせていただきたいと思います。

私は、質疑でもいろんなたぐさんのことを確認させていただきましたが、この新城教育

憲章は創設の趣意説明にもあります教育の中立を守るという目的ではあるんですが、その一方で教育の価値を一方的に定め、それを教員と市民に押しつける、結果的にはなるものではないかなと考えております。そのために教育の中立性は守られるかもしれませんが、この憲章が時の権力者の絶対的な価値観として固定するおそれがあり、私は大幅な見直しを求めるものであります。

端的に3点だけ申し上げます。

1つ目には、憲章は行動規範でありますから、主語は私たち新城市民ではなく、本市の教育委員会にさせていただき、その責務を具体的に書いていただきたいと思っております。

2つ目には、教育憲章の新城教育とは、いわゆる「共育12」という造語による道徳やしつけを主な内容にしており、質疑でも憲章は強制ではないとおっしゃいましたけど、そうであるならば市民総ぐるみで進めますという構成は削除していただきたいと思っております。これは一方的な価値観をさまざまな思想、信条を持った市民に押しつけることとなりますので、やめるべきだと思っております。

3つ目には、この共育が古代中国の徳をベースにしながらか国が築いてきた、また世界においても共通すると言われておりますが、私はやはり戦前の教育勅語の再評価にもつながるような感じを思っております。また社会や教育問題をあたかも家族のしつけ不足を原因にしているような印象も持ちますので、私は殊さら強調すべきじゃないと考え、以上、簡単ではありますが、反対討論といたします。

以上です。

○中西宏彰委員長 ほかに討論はありませんか。

小野田委員。

○小野田直美委員 では、私はこの125号議案に賛成の立場で討論いたします。

平成27年4月1日、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正が施行され、

今後、教育委員会制度が大きく変わっていきます。この法律により、今まで政治から独立していた教育に対し、首長の権限が増し、その時々首長により、教育の中立性、継続性、安定性の確保が危惧されるようになりました。

また、今までは別人物により役割が分担されていた教育委員長と教育長が一本化され、新教育長となり、教育行政における責任や権限も増大されます。法律の変更に伴い、市長や教育長がかわっても、新城市の教育の中立性、継続性、安定性は変わることなくあり続けなければなりません。そのために市民とともに作り上げた新城の教育を自発的に目指すものである新城教育憲章を定め、議会の議決を経ることにより、教育憲章の思いを後世にしっかりと担保し、受け継いでいくことが必要と思ひ、賛成いたします。

○中西宏彰委員長 ほかに討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○中西宏彰委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第125号議案を採決します。

賛否両論がありますので、起立により採決します。

本議案は原案のとおり可決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○中西宏彰委員長 起立多数と認めます。

よって、第125号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、本委員会に付託されました案件の審査はすべて終了しました。

この際、委員長からお諮りします。

委員会の審査報告書及び委員長報告の作成については、委員長に一任願いたいと思ひます。

これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中西宏彰委員長 異議なしと認め、そのよ

うに決定しました。

次に、その他に入ります。

その他ですが、申し出がありませんので、
その他を終了します。

これもちまして、厚生文教委員会を閉会
いたします。どうもありがとうございました。

閉 会 午後3時00分

以上のおり会議の次第を記録し、これを
証するために署名する。

厚生文教委員会委員長 中西宏彰